

改正合併特例法下における 栃木県市町村合併支援プラン

平成22年10月

栃木県市町村合併支援本部

目 次

I	策定の方針	1
1	策定の趣旨	1
2	対象地域	2
3	支援体制	2
II	支援プランの内容	2
1	市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町への支援	2
2	法定合併協議会において合併協議を行う市町への支援	2
3	改正合併特例法に基づいて合併した市町への支援	3
4	県事業による具体的な支援	3
(1)	社会基盤の整備	4
(2)	生活環境の整備	4
(3)	保健・医療・福祉の充実	4
(4)	教育の充実	5
(5)	産業の振興	5
(6)	連携・交流による開かれたまちづくり	5

改正合併特例法下における栃木県市町村合併支援プラン

平成 22 年 10 月 26 日
栃木県市町村合併支援本部

I 策定の方針

1 策定の趣旨

- 栃木県では、平成 14 年 3 月 26 日に知事を本部長とする「栃木県市町村合併支援本部」において、「栃木県市町村合併支援プラン」を策定し、市町村の自主的・主体的な合併の推進を支援してきた。

さらに、平成 17 年 4 月に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成 16 年法律第 59 号）の下で、平成 18 年 3 月に「新栃木県市町村合併支援プラン」を策定し、引き続き合併への支援を行ってきたところ、平成 22 年 3 月末には県内市町村数が 27 市町にまで再編されたところである。

【県内市町村数の推移】

	H16.4.1	H18.4.1	H20.4.1	H22.4.1
県内市町村数	49	33	31	27
人口 1 万人以上 3 万人未満	28	13	13	9
人口 1 万人未満	7	2	1	1

(注) 1 H16.4.1 現在の人口は平成 12 年国勢調査人口による。

2 H18.4.1、H20.4.1 及び H22.4.1 現在の人口は平成 17 年国勢調査人口による。

- こうした中、国では、平成 22 年 4 月 1 日に「市町村の合併の特例等に関する法律」の一部を改正した「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「改正合併特例法」という。）を施行し、この改正により、自主的な合併を円滑化するための措置は引き続き存置されたものの、国や都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置が廃止された。
- 一方で、基礎自治体である市町村においては、人口減少・少子高齢化の進行や、今後予想されるさらなる権限移譲に対応するため、依然として、行財政基盤を強化することが急務の課題となっている。
- そこで、県では、市町村合併は今後も市町村の行財政基盤の強化のために有効な手段の一つであると考え、改正合併特例法下においても、自主的・主体的な市町村

合併の取組が円滑に進むよう支援することとし、「改正合併特例法下における栃木県市町村合併支援プラン」（以下「支援プラン」という。）を策定するものである。

2 対象地域

支援プランは、原則として次に掲げる市町を対象地域とする。

- (1) 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町
（(2)の市町を除く。）
- (2) 法定合併協議会において合併協議を行う市町
- (3) 改正合併特例法に基づいて合併した市町

3 支援体制

- (1) 栃木県市町村合併支援本部

知事を本部長とする栃木県市町村合併支援本部（平成13年8月27日設置）により、市町村合併の取組に対し全庁的な支援を行う。

- (2) 市町村合併相談窓口

市町等からの合併市町村基本計画策定に関する相談・協議や、市町が合併を検討する際の各種相談等に適切に対応するため、市町村課行政担当との連携のもとに関係部局における相談窓口による助言や情報提供を行う。

II 支援プランの内容

- 1 市町村合併に向けて積極的に取組を進めようとする市町（法定合併協議会において合併協議を行う市町を除く。）への支援

- (1) 市町が行う普及啓発事業への支援

市町からの要請に応じて、合併の必要性や効果、国や県の支援制度等、市町村合併の普及啓発に資する情報を提供する。

- (2) 合併に関する助言・情報提供

市町からの相談に応じて、合併に向けた協議や手続き等に係る助言や情報提供を行う。

- 2 法定合併協議会において合併協議を行う市町への支援

- (1) 合併に関する助言・情報提供

合併に至るまでの手続き等について、助言や情報提供を行う。

- (2) 合併協議会が行う調査研究等への助成

合併協議会が行う調査研究や普及啓発等の事業に対する助成を行う。

(3) 合併市町村基本計画策定の支援

合併後のまちづくりの基本的な計画となる「合併市町村基本計画」の策定において、助言や情報提供を行う。

(4) 合併協議会に対する人的支援

関係市町からの要請に応じて、県職員がオブザーバーとして合併協議会に参加する。

3 改正合併特例法に基づいて合併した市町への支援

(1) 合併に関する助言・情報提供

合併に伴い必要となる手続きや、各種計画等の策定・改正等について、助言や情報提供を行う。

(2) 市町村合併支援交付金

市町村合併に伴う財政需要に対して、合併市町の負担を軽減するため、市町村合併支援交付金を交付する。

(3) 人的支援

合併後の市町において必要となる専門職等について、採用困難な場合に、その要請に応じて専門職職員の派遣、人材育成等について検討する。

(4) 権限移譲の推進と行政体制の整備に対する支援

合併後の市町が基礎自治体として、より総合的な行政を展開できるよう、市町の意向を踏まえながら、権限移譲を積極的に推進するとともに、行政体制の整備を支援する。

(5) 県事業における配慮

合併市町が合併市町村基本計画に基づき実施する事業について、県事業の着実な実施に配慮する。

4 県事業による具体的な支援

合併市町に対し、合併市町村基本計画の策定に向けた協議を踏まえ、上記3の(5)の県事業については、以下に掲げるものとし、これにより総合的かつ計画的な新市町のまちづくりを支援する。

(1) 社会基盤の整備

① 道路の整備

市町村合併による行政サービスの向上や効率化を支援し、対象地域における産業の活性化や住民生活の利便性の向上のために必要な幹線道路の整備への対応

- ・市町村合併を支援する広域道路網整備に対する配慮

② 住環境の整備

市町村合併に伴う公共賃貸住宅の再編整備、公園・緑地の整備等の地域の特性や景観等にも配慮した魅力ある居住環境の形成への対応

- ・特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業等の導入支援
- ・市街地再開発事業、優良建築物等整備事業など老朽化建築等の共同化整備に関する事業の導入支援

(2) 生活環境の整備

① 上水道の整備

市町村合併後における水道事業の一体性の早期の確立や、安全な水道水の安定供給への対応

- ・水道施設の再編・統廃合や維持管理体制の確立等に対する技術的な支援

② 下水道等の整備

都市化の進展や生活水準の向上による河川等の水質の汚濁を防止し、雨水被害の解消を図るため、合併を契機とした下水道等の整備への対応

- ・農業集落排水事業の着実な実施に向けての配慮
- ・公共下水道等の整備に対する配慮

③ その他

消防・防災・国土保全の推進、情報通信の整備等への対応

(3) 保健・医療・福祉の充実

急速に進展する少子高齢化に対応し、保育所入所待機児童の解消や介護保険事業の円滑な運営など、ライフステージに応じた保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供への対応

- ・入所待機児童解消に向けた保育所の適正配置、多機能化等に対する支援
- ・市町村社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ連合会等の円滑な統合に対する支援
- ・国民健康保険の広域化等支援
- ・福祉事務所の新設及び事務移管に伴う支援

(4) 教育の充実

市町村合併に伴う地域の実情等に応じた教育活動の展開への対応

(5) 産業の振興

① 農林水産業の振興

地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興のため、合併を契機とした生産基盤の整備充実、生産性の向上への対応

- ・農道等整備事業、中山間地域整備事業等の着実な実施に向けての配慮
- ・林道等整備事業、林業・木材産業構造改革事業等の着実な実施に向けての配慮

② 商工業の振興

個性ある地域の自立した発展と活性化を促進するため、合併を契機とした中心市街地の商店街の活性化等商工業振興への対応

(6) 連携・交流による開かれたまちづくり

地域特性の再発見による地域への誇りや愛着の醸成、農山村と都市の交流連携ネットワークの構築及び市町村と住民が協働して取り組む地域づくり等、新市町の一体化による地域全体の魅力アップへの対応